

原議保存期間	5年(令和10年3月31日まで)
有効期間	一種(令和10年3月31日まで)

警 視 庁 交 通 部 長 殿
各 道 府 県 警 察 本 部 長
(参考送付先)

警 察 庁 丁 交 指 発 第 1 4 3 号
令 和 4 年 1 2 月 2 3 日
警 察 庁 交 通 局 交 通 指 導 課 長

警 察 大 学 校 交 通 教 養 部 長
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 担 当 部 長

車検拒否制度の運用について（通達）

標記の件については、「車検拒否制度の運用について」（平成17年11月14日付け警察丁交指発第181号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、令和5年1月から電子化された自動車検査証（以下「電子車検証」という。）の交付が開始されること等を踏まえ、その一部を見直して下記のとおり運用することとするので、事務処理上、遺憾のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。また、本文書の写しは、国土交通省、軽自動車検査協会、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会及び一般社団法人日本自動車販売協会連合会に参考配付することとしていることを申し添える。

記

1 車検拒否制度の運用の全体像

車検拒否制度の運用の全体像は、以下の（1）から（6）のとおりであるので、各都道府県警察においてはこれを踏まえ、下記2から5の措置を講ずること。

（1）国土交通省等に対する通知

警察庁では、放置駐車違反管理システムを介して都道府県警察から報告を受けた放置違反金等の督促等に係る事項に基づき、道路交通法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象者（車）に関する事項を情報通信回線を通じて国土交通省又は軽自動車検査協会（以下「国土交通省等」という。）に通知する。また、通知に係る自動車使用者について、放置違反金納付命令が取り消された場合及び放置違反金の滞納が解消された場合も同様に国土交通省等に通知する。

これらの通知を受けた国土交通省等においては、継続検査又は構造等変更検査（以下「継続検査等」という。）を行う際に当該事務を担当する国土交通省の運輸支局等又は軽自動車検査協会の事務所（以下「車検場」という。）の職員が自動車検査・登録業務用の情報通信システムを介して警察庁からの通知事項を参照し、自動車検査証の返付の可否を判断する。

（2）放置違反金滞納情報照会への対応

車検拒否制度を円滑に運用するためには、自動車使用者に対して当該自動車について自動車検査証の返付拒否の対象となるか否か等を確実に周知させることが重要である。このため、弁明通知、放置違反金納付命令及び督促の各機会をとらえて、放置違反金等を納付しない場合は、自動車検査証の返付拒否の対象となる旨を教示することとしているが、これらの措置に加え、自動車使用者本人又はその代理人から、特定の自動車及びその使用者が道路交通法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているか否か等の照会（以下「放置違反金滞納情報照会」という。）がなされた場合にも対応が必要となる。また、多数の継続検査等の受検手続が自動車整備事業者によって代行されており、同項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっている自動車について、そのことを知らない自動車整備事業者が当該自動車の継続検査等の受検手続を代行した場合における自動車使用者との間のトラブル等の

防止を図る必要がある。

(3) 自動車使用者等に対する納付書の再発行

車検拒否制度の効果的な運用を図る上では、継続検査等を受検しようとする自動車使用者等による放置違反金等の納付が簡便に行われるようにする必要がある。そのためには、できるだけ多くの機会に放置違反金等の納付書の発行を受けられるようにすることが重要である。このため、納付書については、放置違反金納付命令書及び督促状の送達時に発行するほか、納付書を紛失した者や自動車使用者に代わって放置違反金等を納付しようとする者等のために再発行する。

(4) 放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面の交付

都道府県公安委員会から放置違反金等の督促を受けた自動車使用者は、道路交通法第51条の7第1項の規定により、継続検査等に際して、放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面を提示しなければならないこととされている。

(5) 車検場における対応

車検場においては、上記(1)により自動車検査証の返付拒否の対象として通知されている自動車に係る受検申請者については、上記(4)の書面を提示させ、納付等が確認されれば、自動車検査証が返付(自動車検査証の有効期間が更新される。)されるが、当該書面の提示がないときは、道路交通法第51条の7第2項の規定により、自動車検査証の返付が拒否されることとなる。

そこで拒否された者に対し、車検拒否制度の概要、今後自動車使用者等が執るべき措置等を説明するため、警察庁及び都道府県警察の連名で「放置違反金等の滞納により車検証の有効期間を更新できなかった方へ」(別添1)を受検申請者に配付することとする。

(6) 電子車検証の対応

電子車検証の券面には、有効期間や使用者住所、所有者情報が記載されないため、インターネット接続による通信環境において、国土交通省が提供する「車検証閲覧アプリ」で、電子車検証のICタグを読み取ることにより車検証情報を確認することができるほか、当該車両が自動車検査証の返付拒否の対象となる可能性がある場合には、その旨を表示する機能を有することから、同アプリを確認した者からの問合せ等に対応する必要がある。

2 放置違反金滞納情報照会への対応

放置違反金滞納情報照会に対しては、以下の(1)及び(2)により対応すること。

なお、他の都道府県公安委員会による放置違反金納付命令に係る事項についても回答すること。

(1) 本人又はその代理人からの照会への対応

自動車使用者本人又はその代理人からの放置違反金滞納情報照会に対しては、以下のアからウまでにより適切に対応すること。

ア 受付窓口

各都道府県警察の全警察署で照会を受け付けること。

なお、電話、ファックス等による照会は受け付けないこと。

イ 照会

「放置違反金滞納情報照会書(本人・代理人用)」(別添2)により照会させること。その際、必要な本人確認を行い、照会者が代理人の場合はあわせて委任状の提示を求めること。

ウ 回答

放置駐車違反管理システムにより、必要事項を調査の上、以下の(ア)又は(イ)

により回答すること。

(ア) 照会に係る自動車及びその使用者が自動車検査証の返付拒否の対象となっている場合

「放置違反金滞納情報回答書（本人・代理人用）」（別添3）に必要事項を記載して交付すること。

(イ) 照会に係る自動車及びその使用者が自動車検査証の返付拒否の対象となっていない場合

自動車検査証の返付拒否の対象となっていない旨を口頭で回答すること。

(2) 自動車整備事業者からの照会への対応

継続検査等の手続を代行する自動車整備事業者からの放置違反金滞納情報照会については、警察庁が一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下「日整連」という。）に委託して、自動車整備事業者がインターネットにより日整連のホームページを経由して、照会しようとする自動車の番号標の番号を入力・送信すれば、これを自動車検査証の返付拒否の対象となっている自動車の番号標の番号の下一桁を消去したものと照合することにより、当該自動車が自動車検査証の返付拒否の対象となっている可能性があるか否かを回答する制度（以下「インターネット照会制度」という。）を運用している。

インターネット照会制度による照会の結果、自動車検査証の返付拒否の対象となっている可能性があることが判明した自動車については、より詳細な情報提供を求めるとの照会やインターネット照会制度を利用しない自動車整備事業者からの照会が各都道府県警察に対して行われることから、以下のア及びイにより対応すること。

なお、都道府県警察の実情に応じて、各自動車整備振興会（各都府県に1法人、北海道に7法人。）と協議を行い、双方が合意した場合には、以下のアに準じて電子メールを活用した照会を行うこととしても差し支えないこととする。

ア ファックスによる照会

事前に各自動車整備振興会が自動車整備事業者の整備事業場名、代表者氏名、所在地、認証番号、電話番号及びファックス番号が記載されたリストを都道府県警察本部（北海道の各方面本部を含む。以下同じ。）駐車対策担当課に提出し、当該リストに掲載された自動車整備事業者が「放置違反金滞納情報照会書（自動車整備事業者用）兼同意書」（別添4、5）を警察本部駐車対策担当課が指定した番号に送信することにより照会するので、同照会に自動車使用者の同意があることを確認し、放置駐車違反管理システムによる照会により、必要事項を調査の上、以下の（ア）又は（イ）により、可能な限り迅速に回答すること。

なお、放置違反金滞納情報照会書（整備事業者用）兼同意書の原本は、自動車整備事業者において3年間保管されることとなる。

(ア) 照会に係る自動車及びその使用者が自動車検査証の返付拒否の対象となっている場合

「放置違反金滞納情報回答書（自動車整備事業者用）」（別添6）に必要事項を記載して照会者にファックス送信すること。

(イ) 照会に係る自動車及びその使用者が自動車検査証の返付拒否の対象となっていない場合

自動車検査証の返付拒否の対象となっていない旨を電話で回答すること。

イ 警察署の窓口における照会

上記アのリストに掲載された自動車整備事業者が放置違反金滞納情報照会書（整備事業者用）兼同意書を警察署の窓口で提示して行うので、各都道府県警察の全警察署で照会を受け付け、上記ア（ア）及び（イ）に準じて回答すること。

なお、放置違反金滞納情報照会書（整備事業者用）兼同意書については、その写しを適宜保存すること。放置違反金滞納情報照会書（整備事業者用）兼同意書の原本は、ファックスの場合と同様、自動車整備事業者において3年間保管されることとなる。

3 放置違反金等の納付書の再発行

放置違反金等の納付書の再発行については、以下の（1）及び（2）により行うこと。

なお、再発行手続等については、都道府県警察のホームページに掲載するなどの方法により、その周知を図ること。

（1）警察施設の窓口における再発行

警察施設の窓口における納付書の再発行については、以下のア及びイにより行うこと。

ア 再発行場所

少なくとも、各都道府県内に所在する全ての車検場ごとに、当該車検場の所在地を管轄する警察署又は当該車検場に近接するその他の警察施設（警察本部、放置駐車対策センター、反則通告センター等）に納付書の再発行窓口を設置すること。また、各都道府県警察の全警察署で納付書が再発行されることが望ましいため、各都道府県警察の実情等を踏まえつつ、納付書の再発行窓口の拡大に努めること。

イ 再発行手続

必要な本人確認を行い、再発行申請者が代理人の場合はあわせて委任状の提示を求め、放置駐車違反管理システムによる調査をした上で、申請に係る納付書を再発行すること。

（2）郵送による再発行

郵送による納付書の再発行については、以下のア及びイにより行うこと。

ア 再発行場所

警察本部担当課宛での郵送による再発行申請を受け付けること。

イ 再発行手続

上記（1）イに準じて再発行すること。また、本人の現住所を確認できる書類等の同封を求めること。

なお、納付書を返送するのに必要な封筒及び切手の同封を求めても差し支えない。

4 放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面の交付

道路交通法第51条の7第1項に規定する放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面の交付については、以下の（1）及び（2）により対応すること。また、放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面の交付手続等については、各都道府県警察のホームページに掲載するなどの方法により、その周知を図ること。

（1）領収証書等の交付

指定金融機関等の窓口で放置違反金等を納付した場合、納付書に添付されている領収証書等が交付されることから、当該領収証書等をもって放置違反金等を納付したことを証する書面とすること。

なお、領収証書等には、必ず、当該領収証書等に係る放置駐車違反の違反番号をあらかじめ記載しておくこと。

（2）納付・徴収済確認書の交付

滞納処分により放置違反金等の全額を徴収した場合は、当該放置違反金等に係る自動車の使用者に「納付・徴収済確認書」（別添7）を交付すること。納付・徴収済確認書には、必ず、警察署長又は警察本部の所属長の公印を押印すること。

これに加え、放置違反金等を納付した者が領収証書等を紛失した場合等には、自動

車使用者からの「納付・徴収済確認書交付申請書」(別添8)による申請に応じ、以下のア及びイにより、納付・徴収済確認書を交付すること。

ア 警察施設の窓口における交付

警察施設の窓口における納付・徴収済確認書の交付については、以下の(ア)及び(イ)により行うこと。

(ア) 交付場所

各都道府県警察の全警察署で交付すること。

(イ) 交付手続

必要な本人確認を行い、交付申請者が代理人の場合はあわせて委任状の提示を求め、放置駐車違反管理システムによる調査をした上で、申請に係る納付・徴収済確認書を交付すること。

なお、他の都道府県公安委員会による放置違反金納付命令に係る納付・徴収済確認書は交付しないこと。

イ 郵送による交付

郵送による納付・徴収済確認書の交付については、以下の(ア)及び(イ)により行うこと。

(ア) 交付場所

警察本部担当課宛での郵送による交付申請を受け付けること。

(イ) 交付手続

上記ア(イ)に準じて交付すること。また、本人の現住所を確認できる書類等の同封を求めること。

なお、納付・徴収済確認書を返送するのに必要な封筒及び切手の同封を求めている場合、差し支えない。

5 車検拒否制度に関する問合せへの対応

上記2(2)アによる自動車整備事業者からの放置違反金滞納情報照会及び自動車使用者、自動車整備事業者、車検場の職員等からの車検拒否制度に関する問合せに対しては、都道府県警察本部に「車検拒否制度対応窓口」を設置して、統一かつ適切に対応すること。

なお、引き続き、各都道府県警察の車検拒否制度対応窓口の郵便番号、所在地、所属、電話番号(内線番号)、ファックス番号及び受付曜日・時間帯の一覧表を国土交通省等及び各自動車整備振興会に提供することとするので、その記載事項について変更が生じる場合は、事前に警察庁交通局交通指導課宛てに報告すること。

放置違反金等の滞納により車検証の有効期間を更新できなかった方へ

- 1 都道府県公安委員会（都道府県警察）は、この自動車に係る放置駐車違反について、この自動車の使用者に放置違反金の納付を命じましたが、納付期限までに放置違反金が納付されなかったため、督促状を発しました。
- 2 このため、道路交通法第51条の7第1項の規定により、この自動車の継続検査又は構造等変更検査に際して、自動車検査証（車検証）の有効期間を更新するためには、当該放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面を車検証の有効期間の更新手続きにあわせて、運輸支局等の窓口で提示していただく必要があります。
- 3 今回、車検証の有効期間を更新できなかったのは、運輸支局等の窓口でこれらの書面が提示されなかったためです。
- 4 今後、以下の（1）又は（2）のいずれかのとおりにして下さい。
 - （1）この自動車の使用者が未だ放置違反金等を納付していない場合
早急にこの自動車の使用者において都道府県が指定する金融機関の窓口で放置違反金等を納付し、当該窓口で交付される領収証書等を車検証の有効期間の更新手続きにあわせて、運輸支局等の窓口で提示してください。
放置違反金等の納付書をお持ちでない方は、各都道府県警察の指定する方法により、納付書の再発行を申請して下さい。
 - （2）この自動車の使用者が既に放置違反金等を納付している場合
納付の際に金融機関の窓口で交付された領収証書等又は都道府県警察から交付された納付・徴収済確認書があれば、これを車検証の有効期間の更新手続きにあわせて、運輸支局等の窓口で提示してください。
これらの書面がなければ、各都道府県警察の指定する方法により、納付・徴収済確認書の交付を申請して下さい。
- 5 詳しいことは、裏面の「車検拒否制度対応窓口」にお問い合わせください。

放置違反金滞納情報照会書（本人・代理人用）

年 月 日

〇〇県警察 殿

以下の自動車及びその使用者について、道路交通法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているか否か、対象となっている場合は当該自動車検査証の返付拒否の原因となっている放置駐車違反の違反番号を回答願います。

使用者氏名	
番号標の番号	
照会者氏名	
照会者住所	
照会者連絡先電話番号	

放置違反金滞納情報回答書（本人・代理人用）

年 月 日

以下の自動車及びその使用者については、上記年月日現在、道路交通法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているので回答します。

使用者氏名	
番号標の番号	
違反番号	
照会者氏名	

本件担当

〇〇県警察

△△警察署

交通部××課

担当者名

(連絡先 1 2 3 - 1 2 3 4 - 1 2 3 2 4)

車検を受ける皆様へ

平成18年6月から、都道府県公安委員会（警察）が放置駐車違反の車両の使用者に放置違反金の納付を命ずる制度がスタートし、この命令を受けたにもかかわらず、放置違反金を支払わないまま都道府県公安委員会から督促を受けた方は、これを納付しなければ、当該命令に係る自動車の次の車検（継続検査又は構造等変更検査）を完了することができないこととなりました（道路交通法第51条の7第1項及び第2項）。

したがって、放置違反金を滞納されている方は、速やかにこれを納付し、その証明書を車検に際してご提示いただくようお願い申し上げます（納付いただけない場合は、法令の規定により、都道府県公安委員会が行う滞納処分の対象となります。）。

納付書をお持ちでない方は、再発行いたしますので、各都道府県警察本部交通部にお問い合わせ下さい。

また、車検業務を円滑に完了するため、自動車整備事業者が皆様及び皆様のお車に関する情報を警察に照会し、必要な確認を行う場合には、以下の同意書が必要となります。

皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

警 察 庁
国土交通省

同 意 書

年 月 日

御中

この度、継続検査等の申請を貴社（店）に依頼するにあたり、貴社（店）が私及び私の

軽自動車

登録自動車（番号標の番号： _____ 車台番号： _____）に

二輪車

係る放置違反金の滞納の有無に関する情報を（自動車整備振興会を通じて）警察に照会・確認することに同意します。

使用者のお名前（社名） _____

放置違反金滞納情報照会書（自動車整備事業者用）

年 月 日

御中

上記の同意書に係る自動車について、道路交通法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているか否か、対象となっている場合は当該自動車検査証の返付拒否の原因となっている放置駐車違反の違反番号を回答願います。

認 証 番 号 : _____

整備事業場名 : _____

電 話 : _____

F A X : _____

車検を受けられるお客様へ

継続検査（車検）のお手続きに際して下記事項についてご確認いただき、ご承諾下さいますようお願い申し上げます。

1. 放置違反金滞納情報照会について

平成18年6月から、都道府県公安委員会（警察）が放置駐車違反の車両の使用者に放置違反金の納付を命ずる制度がスタートし、この命令を受けたにもかかわらず、放置違反金を支払わないまま都道府県公安委員会から督促を受けた方は、これを納付しなければ、当該命令に係る自動車の次の車検（継続検査又は構造等変更検査）を完了することができないこととなりました（道路交通法第51条の7第1項及び第2項）。

したがって、放置違反金を滞納されている方は、速やかにこれを納付し、その証明書を車検に際してご提示いただくようお願い申し上げます（納付いただけない場合は、法令の規定により、都道府県公安委員会が行う滞納処分の対象となります）。

納付書をお持ちでない方は、再発行いたしますので、各都道府県警察本部交通部にお問い合わせ下さい。

また、車検業務を円滑に完了するため、自動車整備事業者が皆様及び皆様のお車に関する情報を警察に照会し、必要な確認を行う場合には、以下の同意書が必要となります。

警 察 庁
国 土 交 通 省

2. 継続検査（車検）の電磁的方法による申請手続きについて

平成29年4月より、継続検査（車検）に必要な書類の作成や申請手続きを電磁的方法により行うことが可能となりましたが、電磁的方法により行う場合は、法令の規定により、事前にお客様（使用者）の承諾を頂くことが必要となっています。（法令の規定：道路運送車両法第94条の5第2項、同施行令第10条及び自動車損害賠償保障法第9条第2項、同施行令第1条をいう）

事業場名

放置違反金滞納情報照会における同意書
継続検査（車検）における確認事項及び承諾書

1. この度、継続検査等の申請を貴社（店）に依頼するにあたり、貴社（店）が私及び私の

軽自動車 登録自動車 二輪車

に係る放置違反金の滞納の有無に関する情報を（自動車整備振興会を通じて）警察に照会・確認することに同意します。

2. 継続検査（車検）の電磁的方法による申請手続きに関してチェックを付けた事項について承諾します。

①〔継続検査（車検）申請に関する委任について〕

継続検査の申請を電磁的方法により行う場合、申請代理人に対し、申請に必要な情報を提供すること及び申請を委任すること。

②〔継続検査（車検）に際し民間が発行する証明書の取扱に関する承諾〕

保安基準適合証の交付に代えて、当該証明書に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。

自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書に記載すべき事項を、電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。

※「電磁的方法」とは：紙による申請や関係書類の国への提出に代えて、電子データにより国へ送信するものです。なお、当該電子データは、継続検査（車検）の手続き以外には使用されません。

登録番号又は車両番号（二輪の小型自動車又は検査対象軽自動車）

車台番号

ご記入日 年 月 日

使用者の氏名（社名）

放置違反金滞納情報照会書（自動車整備事業者用）

年 月 日

御中

上記1の同意書に係る自動車について、道路交通法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているか否か、対象となっている場合は当該自動車検査証の返付拒否の原因となっている放置駐車違反の違反番号を回答願います。

認 証 番 号 :

整備事業者名 :

電 話 :

F A X :

放置違反金滞納情報回答書（自動車整備事業者用）

年 月 日

以下の自動車及びその使用者については、上記年月日現在、道路交通法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているので回答します。

使用者氏名	
番号標の番号	
違反番号	
照会事業者名	

本件担当

〇〇県警察

△△警察署

交通部××課

担当者名

(連絡先 1 2 3 - 1 2 3 4 - 1 2 3 2 4)

年 月 日

納付・徴収済確認書

以下の放置違反金納付命令については、既に放置違反金等が納付され、又は徴収されていることが確認されました。

弁明通知書の番号（違反番号）	
納付命令に係る自動車の番号標の番号	
納付命令を受けた者の氏名	
申請者の氏名	

（本確認書は、道路交通法第51条の7第1項の規定により継続検査又は構造等変更検査に際して国土交通大臣等に提示される場合に限って有効です。）

〇〇県警察
△△警察署長 公印
〇〇県警察本部
××課長 公印

納付・徴収済確認書交付申請書

年 月 日

〇〇県警察 殿

以下の放置違反金納付命令について、納付・徴収済確認書の交付を申請します。

弁明通知書の番号（違反番号）	
納付命令に係る自動車の番号標の番号	
納付命令を受けた者の氏名（フリガナ）	
申請者の氏名（フリガナ）	
申請者の住所	
申請者の連絡先電話番号	

注：交付される納付・徴収済確認書は〇〇県公安委員会がした放置違反金納付命令に係るものに限りません。他の都道府県公安委員会がした放置違反金納付命令に係る納付・徴収済確認書については、当該他の都道府県公安委員会に対して交付を申請して下さい。